2008 年 3 月 4 日

(財)日本環境協会 エコマーク事務局

環境偽装問題に係るエコマーク事務局の対応状況について（２）

新聞等で報道されていますとおり、本年 1 月より一部の製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装が明らかとなっています。また、印刷インキにおける不適正使用問題、再生プラスチックを使用した製品に係る偽装問題など、いわゆる環境偽装問題が相次いで生じています。これらの問題に対し、エコマーク事務局では、下記のとおり、製造工場への現地監査やサンプリング分析等により必要な是正を行うとともに、関係する事業者に対して自己点検・確認を要請する等の対応を進めています。

また、再発防止のための制度・運用面の強化についても検討を進めていくこととしています。

Ⅰ　用紙および紙製品にかかる古紙偽装問題への対応について

年初の年賀ハガキ再生紙の偽装発覚から端を発した古紙偽装問題は、広範かつ大幅な乖離が明らかとなるなど深刻な問題となっています。エコマーク事務局では、この問題で、社会全体で取り組んできた古紙リサイクルの取り組みを後退させないよう、認定商品の基準遵守および適正な表示を確保すべく、用紙および紙製品に係る全エコマーク認定商品について実態調査と是正指導を全力で進めています。

現時点までの対応状況は以下の通りです。

＜ 製紙会社に関する対応＞

〇初期対応

・認定商品を有する製紙会社13社に対して実態調査報告を依頼し、不適正使用の停止を要請しました。

・エコマーク事務局ホームページから、偽装を公表した以下の製紙会社の認定商品の掲載を見合わせしました。

① 日本製紙㈱（1/10）及び認定企業の製紙会社（1/17）に対して、古紙パルプ配合率の調査を要請

② 製紙会社5社(王子製紙(株)、大王製紙(株)、三菱製紙(株)、北越製紙(株)、中越パルプ(株))の認定商品についてホームページへの掲載を見合わせ（1/22）

③ 用紙に係るエコマーク商品類型について新規申込の受付を一時停止（1/23）。

④ 製紙会社4社(王子特殊紙(株)、紀州製紙(株)、日本大昭和板紙(株)、リンテック(株))（1/23）及び三善製紙(株)（1/24）の認定商品についてホームページへの掲載を見合わせ

〇二次対応

・実態調査の報告を受けて、順次、エコマーク事務局が現地監査等を実施しています。

① 製紙会社の工場に対する現地監査およびサンプリングを実施します。（2月末までに製紙会社7社12工場が終了）

② 現在、工場への現地監査は概ね終了し、現在、サンプリング採取したエコマーク認定商品を分析依頼先で分析中です。

・現地監査及びサンプリング分析により、問題のなかった認定商品を、順次、エコマーク事務局ホームページにて再掲載してまいります。

2 月末までに、エコマーク事務局による現地監査及びサンプリング分析により、問題がなかったと確認された認定商品のリストは、次ページ表の通りです。

No	商品ブランド名	認定番号	申込会社名	古紙パルプ配合率
1	ビューコロナS淡クリームG	04107012	王子特殊紙株式会社	100%
2	封筒内貼用紙	05113003	杉野製紙株式会社	100%

＜ 文具など紙製品の製造事業者に関する対応＞

〇文具など二次製品及びOEM商品の認定企業405社の使用原紙について、エコマーク事務局の代行による製紙会社への調査を実施しています。（二次製品事業者へ委任状提出の要請に基づくもの）

・紙を原料とするエコマーク商品類型の新規申込の受付を一時停止しました（1/23）。

・二次製品およびOEM商品の事業者からの調査委任書に基づき、製紙会社別に整理を行い製紙会社に調査中です。

・製紙会社への調査をもとに、二次加工事業者に報告します。基準不適合となる商品については、製造の中止又は基準を満足する原料への仕様変更を求めていきます。

・二次製品およびOEM商品の認定企業の自主的な調査により、既に、エコマーク認定基準を満足しないことが判明した製品については、エコマーク認定商品としての製造を停止するか、基準を満足する原料への仕様変更を求めています。

＜再発防止のための対応の検討＞

偽装問題の発生を未然に防止できなかった背景には、①古紙配合率について検証可能で科学的な根拠を持った数値を算定する公定試験方法が無かったこと、②数が非常に多い古紙回収業者からの古紙の供給証明書を１点１点提出することは困難だったことから、古紙パルプ配合率について、製紙事業者による数値証明に依存せざるを得なかったことが挙げられます。

今回の問題発生を踏まえて、再発防止のため、古紙に係る証明方法の強化や現地監査の導入など、制

度・運用面の強化方策について幅広く検討を行い、改善を図っていきます。

Ⅱ　印刷インキの不適正使用問題への対応について

複数の印刷インキ製造会社において、エコマークおよび、アメリカ大豆協会の「ソイシール」の基準を満たさない商品に、マークを付して適合品として出荷された実態が明らかとなりました。このため、エコマーク事務局では、以下の対応を進めています。

（1）印刷インキの不適正使用事案について、2 月 1 日にザ・インクテック株式会社より、2 月 6 日に大日本インキ化学工業株式会社より報告を受け、両者に対し、不適正使用の停止を要請しました。

（2）両社からの報告により、標準化された製品ではないが、特殊注文の際の混合（特練）で基準違反が生ずることが判明しましたので、他社製品でも同様の問題が起こりかねないと判断し、その他の印刷インキに係る認定会社 21 社についても、2 月 6 日、代表者宛に実態調査と結果報告を求める文書を送付しました。

この調査により、8社 19 商品に基準不適合があったことから、不適正使用のあった製品について出荷停止と是正措置を講ずるようエコマーク使用契約に基づき、2 月 22 日付で指導を行いました。

具体的には、エコマークの基準値を超えて石油系溶剤量などを配合していた製品からエコマークを削除し、是正手続きを取るとともに、当該事業者に対して、エコマーク認定基準の遵守に関する社内体制の整備および再発防止策の構築等を求め、エコマーク適正使用と再発防止のための確認を行っています。

Ⅲ　再生プラスチック等再生材料を使用した製品（紙製品以外）の偽装問題への対応について

一部のプラスチック製造事業者から、その製造するプラスチック製品に係る再生プラスチック配合率が乖離していることが公表されました。このため、エコマーク事務局では、紙以外の再生プラスチック等再生材料を使用した製品について、以下の対応を進めています。

（1）再生プラスチック製品（「エコハッポート」、ポリプロピレンに発泡剤を添加し成形したシート、文房具ファイル等の原料に使用）に係る再生材使用比率の乖離について、2月8日に三井化学ファブロ株式会社より公表されました。

（2）これを受け、2月12日、エコマーク事務局では、三井化学ファブロ(株)へのエコマーク認定商品「カモメパック」について調査報告依頼を行いました。その結果、同社のエコマーク認定商品については、再生プラスチックを５０％以上使用（エコマーク基準に適合）していることを確認した旨の回答がありました。

（3）再生プラスチック、再生PET繊維等の再生材料を使用した認定商品（紙製品を除きます。）を有する事業者757社に対して、再生材料の配合率等についての自己点検・確認を2月12日付で要請しました。現在まで回答のあった568社における結果では、6社（うち3社はこの中の1社からのOEM製品の提供を受けていた会社）において再生材料の配合率について不適正があり、エコマーク事務局では、不適正使用の停止を指導しました。

エコマーク事務局では、引き続き回答の回収に努めつつ、認定商品における基準の遵守と適正な環境情報の表示を図っていくこととしています。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞
財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　総務・契約監査課　佐野、坂本、宮川
TEL：03-5114-1255　E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp